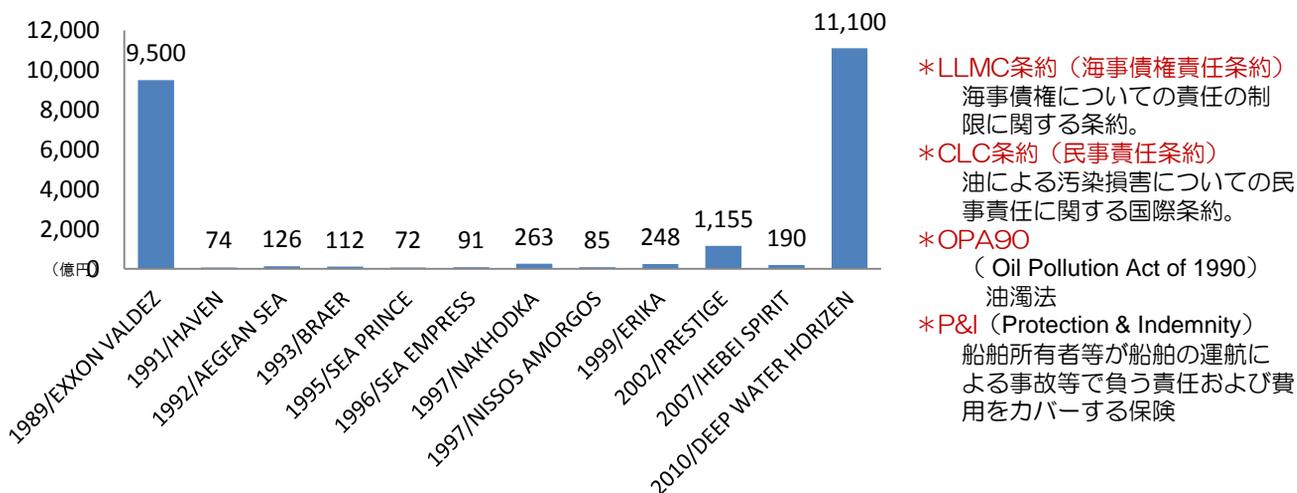


メキシコ湾原油流失 「巨額訴訟とイメージ低下、損失莫大」

米国ルイジアナ州南東の沖合約80キロにある国際石油資本（メジャー）BP社所有の石油掘削基地「ディープウォーター・ホライズン」で4月20日に爆発が発生し、5,000バレル（約80万リットル/1日当たり）の原油が流出した。約90日後の先日やっと流出を止めるのに成功したとの報道があったが、まだまだ予断を許さない。BPは、汚染海域原状復帰への責任に加え、被害を受けたメキシコ湾沿岸諸州や民間企業、漁民などからの集団訴訟も起こされようとしており、訴訟金額は20億ドル～120億ドル（1,800億円～1兆1,100億円）の巨額に上がりそうだ。

「バルディーズ号」の事故をきっかけに油濁損害に関し、船舶海難事故による第三者への賠償責任については、船舶保険や船主責任保険（P&I）があり、更に船主責任を制限（500億円程度）する国際条約LLMC条約とCLC条約ができ、当該批准国ではこれが適用されることになった。米国では、OPA90という独自の法律（上限7,500万ドル）が適用されるか、州によっては責任制限そのものを禁止されているところもある。しかしながら、当該国際条約は、船舶を対象としており、今回のような石油掘削基地（Oil Rig）は対象外としているところに、BPに対する民間（エビ業者・漁師、観光会社、不動産所有者等）の集団訴訟が更に増える事が予想されるため、BPのハイワードCEOは、米国法の7,500万ドルの上限に拘わらず「正当な申し出に対しては適切な補償を行う。」と述べ、企業の評判に傷がつくことを恐れている。

【過去に発生した油濁事故】



しかしながら、現在米上院では、原油流失事故による企業の賠償責任の上限を100億ドルに引き上げる法案が提出されたことにより、BPが被る損失は莫大なものになるだろう。

BPは、当該Oil Rigについて、「P&I保険」にも未加入だったようで、今後損失を抑えるために、ディープウォーター・ホライズン基地に関する他の企業（米アナダ、三井石油開発、スイス系トランスオーシャン、米キャメロン・インターナショナル社等）に対して、積極的に責任分担による損失負担をさせようとするであろう。いずれにしても、国際石油メジャーのBPといえども、この度の事故に係る「巨額訴訟、イメージ低下による損失は莫大」なものとなり、企業存続にも影響が懸念される。

ボーダレス下で事業展開をしていくには、企業の大小を問わず、いつ何時とんでもない事故が勃発し、企業存続の岐路に立たされることがありうることから、リスクコントロールとリスクファイナンス対策をしっかりと講じておくことが、ステークホルダーへの責務であろう。